

精神保健福祉士養成施設自己点検表

養成施設名:
課程の別・昼間・夜間・通信・その他()
修業年限:()年

法 …精神保健福祉士法
施行令…精神保健福祉士法施行令
施行規則…精神保健福祉士法施行規則
指定規則…精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則
指針…精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成29年4月3日作成)

点検項目	判定	確認書類		
1 入学、履修単位の免除に関する事項	(1) 入学定員を超過して学生を受け入れていないか。 (精神保健福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針(6-(1))	入学定員に対して1割までの超過は可 だと認識している養成施設が多く存在す るが、入学定員を一人でも超過すれば 指導の対象となる。 <input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 是	学則 募集要項 入学資格 確認書類 科目認定 規程類 科目認定 関係資料	
	(2) 課程ごとに定める入所資格を有しないものを入所させていないか。 (指定規則第5条第1号イ、第6条第1号イ)	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>		
	【短期養成施設(6ヶ月以上の養成施設)】 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において法第7条第2号に規定する基礎科目(以下「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として精神保健福祉士法施行規則(以下「施行規則」という。)第1条第2項に規定する者。 ②学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第5項に規定する者であって、法第7条第4号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事したもの。 ③学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者規則第1条第8項に規定する者であって、指定施設において2年未満の者。 ④社会福祉士	入学資格を確認できる書類を必ず確認でき るよう保管すること。 ※入学資格ごとに必要な書類は精神保健 福祉士養成施設等の設置及び運営に係る 指針6-(2)ア～クを確認すること。		
	【一般養成施設(1年以上の養成施設)】 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者その他第3項に規定する者。 ②学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。その他第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの。 ③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずる者として施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの。 ④指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>		
	(3) 入学資格を確認できる書類を提出させているか。(必要書類については入学資格毎に指針に規定) (指針6-(2))	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>		
	(4) 履修科目的免除は適切に行われているか。 (指定規則別表第1、第3備考)(指針11)	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>		
	1 指定規則別表第1及び第3に定める科目について、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。 2 履修科目的免除を行う場合は、入学志願者に対し、入学願書にあわせて、履修証明書を提出させること。 3 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習の履修を免除するものであること。 4 社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、精神保健福祉援助実習のうち、60時間を上限として精神病院等の医療機関以外の実習を免除することが可能。			
	2 施設設備等に関する事項			
	(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～④すべてを満たすこと。) (指定規則第5条第1号チ、リ、ヌ) (指針3)	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>		申請時の 平面図 校舎各室の 一覧表 備品類目録 図書目録
	①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。) 学生1名当たり1.65m ² (内法)	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>		
②演習室及び実習指導室 生徒20名に付き1室。(教育上支障がない場合は兼用することが可能) 視聴覚機器を備え付ける事。	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>			
④図書室 定期的に図書を補充・更新されているか。 検索機器等の整備がされているか。 ○通信課程においては、直接授業の実施期間において普通教室、演習室、実習指導者が確保されているか。	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>			
(2) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。	<input type="checkbox"/> 适・否 <input checked="" type="checkbox"/>			

精神保健福祉士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類
3 教員等に関する事項 (指定規則第5条第1号ニ、ホ、ヘ、ト) (指針7)	(1) 教員の1名以上は医師であるか。 (2) 専任教員の数は不足していないか。 (学生の総定員)80人まで…3名、120人まで…4名、160人まで…5名 201人以上…6+(学生の総定員-200)÷50名以上で ○通信課程においては1名以上の専任教員を有すること。 (3) 専任教員として、以下の者を少なくとも1名ずつ有しているか。(通学過程のみ) ①教務に関する主任者 ②精神保健福祉相談援助の基盤(専門)、精神保健福祉の理論と相談援助の制度とサービス、精神障害者の生活支援システム又は精神保健福祉援助演習(専門)を教授できる者。 ③精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授できる者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	員一覧 教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等)を適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で確認を行うこと。 教育歴でとる場合は履歴書等に職位(専任兼任の別)及び担当科目を記載すること。
(4) 各科目的教員は以下の資格要件を満たしているか。 ア 精神疾患との治療 (ア)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (イ)精神障害の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師。 イ 精神保健の課題と支援 (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ)精神障害の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師。 (オ)国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
ウ 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。 (オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
エ 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)、精神保健福祉の理論と相談援助の展開 (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
オ 精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。 (ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
カ 精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習 (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関する以上の経験を有する者。 (ウ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。 (エ)精神保健福祉士実習演習担当教員講習を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
キ 人体の構造と機能及び疾病 (ア)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。 (イ)医師 (ウ)保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5年以上看護業務に従事した経験がある者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
ク 心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会保障 (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
ケ 地域福祉の理論と方法、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行財政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度 (ア)学校教育法に基づく大学(大学院、短期大学を含む。)及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として専攻された者。 (イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	

精神保健福祉士養成施設自己点検表

点検項目								判定	確認書類																																																																																																																																																																																
<p>(エ) 国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者。</p> <p>(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。</p> <p>(カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者。</p> <p>(5) 添削指導を担当できる者を置くこと。(通信課程) ・各科目的添削指導者の資格要件は上記教員の資格要件を満たしている必要がある。</p>								<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																	
<p>4 教育に関する事項</p> <p>(1) 精神保健福祉士養成施設の教育の内容は以下の内容以上であるか。</p> <p>(指定規則別表第1及び別表第3)</p>								<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教育課程表 シラバス																																																																																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">科目</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">時間数</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">一般養成施設 (通信課程)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">短期養成 施設 (通学 課程)</th> <th style="text-align: center;">短期養成施設 (通信課程)</th> <th style="text-align: center;">実習</th> <th style="text-align: center;">面接授業</th> <th style="text-align: center;">印刷教材 授業</th> <th style="text-align: center;">実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人体の構造と機能及び疾病</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>心理学理論と心理的支援</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>社会理論と社会システム</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>現代社会と福祉</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">180</td><td></td></tr> <tr><td>地域福祉の理論と方法</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">180</td><td></td></tr> <tr><td>社会保障</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">180</td><td></td></tr> <tr><td>低所得者に対する支援と生活保護制度</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>福祉行政と福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>保健医療サービス</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>権利擁護と年後見制度</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>障害者に対する支援と障害者自立支援制度</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">90</td><td></td></tr> <tr><td>精神疾患とその治療</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td></tr> <tr><td>精神保健の課題と支援</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td></tr> <tr><td>精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">81</td></tr> <tr><td>精神保健福祉相談援助の基盤(専門)</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">81</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">81</td></tr> <tr><td>精神保健福祉の理論と相談援助の展開</td><td style="text-align: center;">120</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">324</td><td style="text-align: center;">120</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">324</td></tr> <tr><td>精神保健福祉に関する制度とサービス</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td></tr> <tr><td>精神障害者の生活支援システム</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">81</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">81</td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助演習(基礎)</td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">81</td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助演習(専門)</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td><td style="text-align: center;">60</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">162</td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助実習指導</td><td style="text-align: center;">90</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">243</td><td style="text-align: center;">90</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">243</td></tr> <tr><td>精神保健福祉援助実習</td><td style="text-align: center;">210</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">210</td><td style="text-align: center;">210</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: center;">720</td><td style="text-align: center;">51</td><td style="text-align: center;">1377</td><td style="text-align: center;">210</td><td style="text-align: center;">1200</td><td style="text-align: center;">57</td><td style="text-align: center;">2799</td><td style="text-align: center;">210</td></tr> </tbody> </table>								科目	時間数			一般養成施設 (通信課程)			短期養成 施設 (通学 課程)	短期養成施設 (通信課程)	実習	面接授業	印刷教材 授業	実習	人体の構造と機能及び疾病				30	90		心理学理論と心理的支援				30	90		社会理論と社会システム				30	90		現代社会と福祉				60	180		地域福祉の理論と方法				60	180		社会保障				60	180		低所得者に対する支援と生活保護制度				30	90		福祉行政と福祉計画				30	90		保健医療サービス				30	90		権利擁護と年後見制度				30	90		障害者に対する支援と障害者自立支援制度				30	90		精神疾患とその治療	60	6	162	60	6	162	精神保健の課題と支援	60	6	162	60	6	162	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)				30	3	81	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	30	3	81	30	3	81	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324	120	12	324	精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162	60	6	162	精神障害者の生活支援システム	30	3	81	30	3	81	精神保健福祉援助演習(基礎)				30	3	81	精神保健福祉援助演習(専門)	60	6	162	60	6	162	精神保健福祉援助実習指導	90	9	243	90	9	243	精神保健福祉援助実習	210			210	210		合計	720	51	1377	210	1200	57	2799	210	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	出勤簿 出席簿 講義録 成績認定 議記録
科目	時間数			一般養成施設 (通信課程)																																																																																																																																																																																					
	短期養成 施設 (通学 課程)	短期養成施設 (通信課程)	実習	面接授業	印刷教材 授業	実習																																																																																																																																																																																			
人体の構造と機能及び疾病				30	90																																																																																																																																																																																				
心理学理論と心理的支援				30	90																																																																																																																																																																																				
社会理論と社会システム				30	90																																																																																																																																																																																				
現代社会と福祉				60	180																																																																																																																																																																																				
地域福祉の理論と方法				60	180																																																																																																																																																																																				
社会保障				60	180																																																																																																																																																																																				
低所得者に対する支援と生活保護制度				30	90																																																																																																																																																																																				
福祉行政と福祉計画				30	90																																																																																																																																																																																				
保健医療サービス				30	90																																																																																																																																																																																				
権利擁護と年後見制度				30	90																																																																																																																																																																																				
障害者に対する支援と障害者自立支援制度				30	90																																																																																																																																																																																				
精神疾患とその治療	60	6	162	60	6	162																																																																																																																																																																																			
精神保健の課題と支援	60	6	162	60	6	162																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)				30	3	81																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	30	3	81	30	3	81																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324	120	12	324																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162	60	6	162																																																																																																																																																																																			
精神障害者の生活支援システム	30	3	81	30	3	81																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉援助演習(基礎)				30	3	81																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉援助演習(専門)	60	6	162	60	6	162																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉援助実習指導	90	9	243	90	9	243																																																																																																																																																																																			
精神保健福祉援助実習	210			210	210																																																																																																																																																																																				
合計	720	51	1377	210	1200	57	2799	210																																																																																																																																																																																	
<p>(2) 実際の授業時間数が指定規則で定める時間数以下となっていないか。</p> <p>(3) 実際の授業時間数が学則で定める時間数以下となっていないか。</p> <p>(4) 各科目的出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(精神保健 者について当該科目の履修の認定をした事例はないか。 (指針6-(6)、(7))</p> <p>(5) 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。 (指針6-(8))</p> <p>(6) 合同授業若しくは合併授業を行っていないか。 (指針8-(2))</p> <p>【通信課程】</p> <p>(7) 各科目少なくとも1回以上レポートの提出を求め、学生の評価を行 90時間につき1回以上の添削指導を行っているか。(指針8-(3)ア)</p> <p>(8) 面接授業を委託している場合、面接授業の管理を確実に行っている 養成施設等又は精神保健福祉士の養成を行う大学のいずれかか。</p>								<p style="color: red;">テストを授業時間間に含めることはできるが、資格 を有する教員による監督及び時間数を満たすこ とが必要。</p> <p style="color: red;">(授業時間として見なせない例) ①試験監督が事務職員→無資格教員による授業。 ②テストの時間数が2時間と計上されているが、 実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間 不足 ※①、②ともに補講の対象。</p>																																																																																																																																																																																	

精神保健福祉士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類
5 実習に関する事項	(1) 実習施設として不適切な施設を実習施設としていないか。 (平成10年厚生省告示第10号) (2) 実習時間数が指定規則で定める時間数以下となっていないか。 (3) 実習時間数が学則で定める時間数以下となっていないか。 ※各学生が実習を行った時間数が実習記録等により確認することができるか。 (4) 実習指導者の要件を満たしていない者が実習指導者となっていないか。 (指定規則第5条第1号ワ) 精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、かつ実習指導者講習会を修了した者。 ただし、以下に示す者については、前述にかかわらず、当分の間、実習指導者とすることができる。 ①児童福祉法に定める児童福祉司 ②精神保健及び精神障害福祉に関する法律に定める精神保健福祉相談員 ③社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法15条第1項第1号に規定する所員 ④知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司 ⑤心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に定める社会復帰調整者 ⑥前記以外の者で、平成27年3月31日までの間に、精神保健福祉士実習指導者講習会の課程を修了した者	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	実習施設一覧表
	(5) 実習施設における実習指導者の数は、同時に指導を行う学生5人につき1人以上となっているか。 (指定規則第5条第1号ワ)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(6) 教員による巡回指導が定期的に行われているか。 (指針10-(1))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(7) 実習は機能の異なる2以上の実習施設で行うことが望ましい。 (指針10-(4))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(8) 精神病院等の医療機関における実習を90時間以上おこなっているか。 (指針10-(5))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
6 変更承認及び届出に関する事項	(1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、運用していないか。 (指定規則第4条) (指導要領(2-(1)、2-(2))) ①変更にあたり事前に承認が必要な事項(主なもの) ○学則(修業年限)の変更 ○学則(養成課程)の変更 ○学則(入所定員及び学級数)の変更 ○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 ○通信養成を行う地域 ○添削その他の指導の方法 ②変更後1月以内に届出が必要な事項(主なもの) ○設置者の氏名及び住所 ○名称、位置 ○学則(その他承認を必要としない部分)の変更 ○実習施設の変更	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	過去の申請書類 過去の提出届書類
7 その他	(1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との合否により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「不」とす。
- ③小項目に1つでも項目に「不」がチェックされた場合は大項目も「不」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:平成 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: